

Xデータネットサービス 会員規約

第1条（会員）

1. 株式会社タイトー（以下、当社といいます。）と、株式会社ジェーシービー（以下、JCBといいます。）とが業務提携して運営するクレジット取引システムに当社所定の加入契約申込書により、本規約を承認のうえ、入会を申し込まれた方で当社およびJCBが入会を承認した個人または法人を会員といいます。
2. 会員と当社およびJCBとの契約は当社およびJCBが入会を承認したときに成立します。

第2条（支払い）

1. 会員のXデータネットサービス（以下、本サービスといいます。）加入契約に基づき発生する使用料および基本料などの当社またはJCBに対する債務は毎月末日までに締め切り、翌々月10日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、予め会員が届け出た金融機関の預金口座（以下、預金口座といいます。）から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、会員の当社またはJCBに対するお支払口座の届け出の遅延、金融機関の都合等によりJCBが特に指定した場合には、JCB所定の金融機関の預金口座に振り込む方法等の他の支払方法（この場合、金融機関に対する支払にかかる手数料は原則会員の負担となります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、請求金額の口座振替ができない場合には、当該金融機関との約定により、約定支払い日以降、料金の全額または一部につき口座振替なされることがあります。
2. 会員の当社またはJCBに対する債務の支払いがその債務の全額に充たない場合には、支払金の債務への充当は、当社またはJCB所定の順序により当社またはJCBが行うものとします。

第3条（当社からの債権譲渡の承認）

会員は当社が提供する本サービスを使用した場合に生じた当社の会員に対する債権を当社がJCBへ譲渡することについて予め異議なく承認するものとします。

第4条（利用可能枠）

1. 当社およびJCBは、会員につき、利用可能枠を審査のうえ決定します。
2. JCBは、会員の本サービス利用状況および会員の信用状況等に応じて、審査の上利用可能枠を減額することができるものとします。

第5条（利用可能な金額）

1. 会員は各月16日から翌月15日までの間（以下「標準期間」といいます。）、前条の利用可能枠から当該標準期間の利用残高を差し引いた金額の範囲内で本サービスを利用することができるものとします。
2. 前項の利用残高とは、会員の本サービス利用に基づきJCBに対して支払うべき金額の各標準期間における合計額（約定支払日が到来しているか否かを問わない。なお、事務上の都合により標準期間における本サービス利用が翌標準期間における本サービス利用として残高に計上されることがあります。）で、会員が未だJCBに対して支払いを済ませていない金額をいいます。
3. 会員は、利用可能枠を超える本サービス利用についても当然に支払い義務を負うものとします。

第6条（遅延損害金）

会員が当社またはJCBに対する債務を約定日に支払わなかった場合には、支払元金に対してその翌日から完済に至るまで、また、その他の事由により期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（ただし、遅延損害金は除きます。）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで、年14.60%の割合（1年を365日とする日割計算）による損害金を付加して支払うものとします。

第7条（本人確認）

犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認がJCB所定の期間内に完了しない場合は、入会を断ることや、会員番号の利用を制限することがあります。

第8条（明細）

当社またはJCBは、第2条に規定する会員の毎月の支払額等を、普通郵便で会員の届出の住所にご使用料金明細書として通知します。会員は、明細内容について異議がある場合には、通知を受けた後1週間以内にJCBに対して申し出るものとします。なお、ご使用料金明細書の延着または未着は料金支払の拒絶の理由にはなりません。

第9条（本サービス使用の停止）

1. 当社およびJCBは、会員が本規約に違反した場合、その他会員の使用状況が適当でないと合理的な理由に基づき認められる場合は本サービス等の使用を一時停止することができます。
2. 当社およびJCBは、会員が与信限度額を超えて本サービス等を使用した場合、未決済合計額が与信限度額内になるまで本サービス等の使用を一時停止することができます。

第10条（期限の利益の喪失）

1. 会員が、次のいずれかに該当する場合には、（1）においては相当期間を定めた当社からの催告後に是正されない場合、（2）、（3）または（4）においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、（5）、（6）または（7）においては当社の請求により、会員は当社またはJCBに対する債務について期限の利益を喪失し、残債務全額に第6条に規定する遅延損害金を付加して直ちに支払うものとします。
 - （1）当社またはJCBに対する債務を約定支払日に支払わなかったとき。
 - （2）自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
 - （3）差押、仮差押、保全差押、仮処分申し立てまたは滞納処分を受けたとき。
 - （4）破産、民事再生、金銭の調整に係る調停の申し立てを受けたとき、または自らこれらの申し立てをしたとき。
 - （5）（1）、（2）、（3）、（4）の他会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。
 - （6）本規約に違反し、その違反が本規約の重要な違反となるとき。
 - （7）第11条第2項（1）から（4）の事由に基づき会員資格を喪失したとき。

第11条（退会および会員資格の喪失）

1. 会員は当社およびJCB所定の方法により退会を申し出ることができます。会員は当社およびJCBに対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、会員は本規約に基づき当社またはJCBに対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払の責めを負うものとします。
2. 会員は、次のいずれかに該当する場合には、（1）においては当然に（2）においては相当期間を定めた当社またはJCBからの通知、催告後に是正されない場合、（3）、（4）においては当社またはJCBが会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、会員が会員資格喪失後に本サービスを利用した場合にも支払い義務を負うものとします。
 - （1）会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - （2）会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったときその他本規約に違反したとき。
 - （3）会員が本規約に違反し当該違反が重大な違反にあたる時。
 - （4）会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、あるいは使用状況が適当でないと当社またはJCBが判断したとき。
3. 前二項に基づき、会員が退会又は会員資格を喪失したとき、会員は、本サービスに関連する全てのサービスを使用することができなくなります。

第12条（届出事項の変更）

1. 会員は、当社およびJCBに届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、預金口座等について変更があった場合には、延滞なくその旨を所定の届出書により、当社およびJCBに提出しなければなりません。
2. 前項の変更届け出がなされていない場合といえども、当社およびJCBは、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した会員情報その他の情報により、届け出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容にかかる前項の変更届け出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は、当社およびJCBの当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。

3. 第1項の届け出がないため、当社またはJCBからの通知または送付処理その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届け出を行わなかったことについて、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。¹

第13条（会員情報の収集・利用・保有・預託）

1. 会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」といいます。）は、当社およびJCBが会員等の個人または法人に関する情報（以下「会員情報」といい、本項（1）に定めるものをいいます。）につき、必要な保護措置を行なったうえで、以下のとおり取り扱うことに同意するものとします。

（1）本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含む当社またはJCBとの取引に関する与信業務および当社の本サービスを提供するために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧の会員情報を収集、保有し利用すること。

- ①法人名、法人代表者、連帯保証人、所在地、電話番号等、法人会員が入会申込時および第12条第1項に基づき届け出た事項。
- ②氏名、生年月日、住所、電話番号等、個人会員が入会申込時および第12条第1項に基づき届け出た事項。
- ③入会申込日、入会承認日、利用限度額等、会員等と当社およびJCBの契約内容に関する事項。
- ④会員の本サービスの利用内容、支払状況、会員からのお問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において当社またはJCBが知り得た事項。
- ⑤法人会員が入会申込時に届け出た年商・損益等と、個人会員が入会申込時に届け出た収入・負債等の当社またはJCBが収集した会員等のクレジット利用・支払履歴。
- ⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類の記載事項。
- ⑦当社またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき①②③④のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）
- ⑧電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報

（2）当社およびJCBが以下の目的のために、会員情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内について中止を申し出た場合、当社およびJCBは業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本規約末尾に記載の当社またはJCB相談窓口へ連絡するものとします。）

- ①本サービスの機能、付帯サービス等の提供。
- ②当社事業（当社の定款記載の事業。以下、「当社事業」といいます。）またはJCB事業（クレジットカード事業、その他JCBの定款記載の事業。以下、「JCB事業」といいます。）における取引上の判断（会員等によるJCB加盟店申込み審査を含む。）
- ③当社事業またはJCB事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査
- ④当社事業、JCB事業または加盟店における宣伝物の送付等の営業案内

（3）当社またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項（1）①②③④⑤⑥⑦⑧の会員情報を当該業務委託先に預託すること。

2. 会員等は、JCBが会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項（1）①②③④の会員情報を共同利用することに同意します。（共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。）なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者および、共同利用会社に関する窓口となる者はJCBとなります。

第14条（個人信用情報機関への利用および登録）

1. 会員等は、JCBが利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者等（以下、「加盟会員」という。）に対する当該情報の提供を業とするもの）について以下のとおり同意します。

（1）会員等の支払能力の調査のために、JCBが加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」といいます。）に照会し、会員等の会員情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている会員情報には、不

渡情報、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、および本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれます。

- (2) 加盟個人信用情報機関に、会員の本契約に関する客観的な取引事実に基づく会員情報および当該機関が独自に収集した情報が本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（会員の支払能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限る。）のために利用すること。
- (3) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている会員情報について、会員情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における会員情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が会員情報を相互に提供し、利用すること。

2. 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とし、各加盟個人信用情報機関に登録する情報は本規約末尾の「登録情報および登録機関」表に定める事実とします。なお、JCBが新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

第15条（会員情報の開示、訂正、削除）

1. 会員等は当社、JCB、加盟個人信用情報機関および共同利用会社に対して、自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。
 - (1) 当社への開示請求 : 本規約末尾に記載の当社相談窓口へ
 - (2) JCBへの開示請求 : 本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ
 - (3) 加盟個人信用情報機関への開示請求 : 本規約末尾に記載の各加盟個人信用情報機関へ
2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社およびJCBは、すみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第16条（会員情報の取扱いに関する不同意）

当社およびJCBは、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本規約に定める会員情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当社、JCBの営業案内に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。（本規約に関する申し出は本規約末尾に記載の当社またはJCBの相談窓口へ連絡するものとします。）

第17条（契約不成立時および退会後の会員情報の利用）

1. 当社およびJCBが入会を承認しない場合であっても、入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんを問わず、第13条に定める目的（ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める営業案内を除きます。）および第14条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 第11条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第13条に定める目的（ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める営業案内を除きます。）および開示請求等に必要範囲で、法令等または当社およびJCBが定める所定の期間、会員情報を所有し、利用します。

第18条（届出事項の共有）

会員が当社またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、当社またはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該情報について当社およびJCB間で共有するものとします。

第19条（費用の負担）

会員が当社またはJCBに対する債務を履行しないため、当社が口座振替の方法以外により、債務の支払いを求める場合には、日本弁護士連合会の規定の範囲内の弁護士費用を含めた費用を会員は負担するものとします。本会員は、振込にて債務を支払う場合の金融機関等の振込手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、およびJCBが債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

第20条（連帯保証）

1. 会員は当社に対する一切の債務をJCBに連帯保証してもらうことを委託します。
2. JCBが保証債務を履行した場合には、会員はJCBに対して保証債務履行額の全額と、これに対する履行日の翌日から完済に至るまで年14.60%（1年を365日とする日割計算）の割合による損害金を付加して支払わなければならない。
3. 本規約第10条および第11条の一つにでも該当する場合JCBは保証債務履行前といえども会員に対し、事前に債権の行使ができるものとします。

第21条（合意管轄裁判所）

会員は会員と当社またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または当社（会員と当社との間の訴訟の場合。）もしくはJCB（会員とJCBとの間の訴訟の場合。）の簡易裁判所または地方裁判所を本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第22条（準拠法）

会員と当社およびJCBとの諸契約に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。

第23条（会員規約および改定）

本規約は、会員と当社およびJCBとの一切の契約関係に適用されます。また、将来規約が改定された場合は、当社がその内容を書面その他の方法により通知または公告した後に会員が本サービスを使用したことによって変更事項を承認したものとみなします。

付則

- この規約は1995年10月1日から実施します。
- この規約は1996年10月1日から改定実施します。
- この規約は1998年10月1日から改定実施します。
- この規約は2000年10月1日から改定実施します。
- この規約は2002年7月1日から改定実施します。
- この規約は2003年1月1日から改定実施します。
- この規約は2004年7月1日から改定実施します。
- この規約は2007年6月16日から改定実施します。
- この規約は2008年11月3日から改定実施します。

<ご相談窓口>

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談については下記にご連絡ください。
2. 宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。
3. 当社に対する会員情報の開示・訂正・削除等の会員の会員情報に関するお問い合わせは下記におたずねください

株式会社タイトー お客様相談センター

〒243-0435 神奈川県海老名市下今泉 3-11-1

Tel.050-5518-4073（年中無休 受付時間 10:00~21:00）

4. 本規約についてのお問い合わせ、ご相談、JCBに対する会員情報の開示・訂正・削除等の会員の会員情報に関するお問い合わせ、ご相談は下記におたずねください。

株式会社ジェーシービー カスタマーサービス部
〒181-8001 東京都三鷹市下連雀 7-5-14
TEL0422-40-8138

<共同利用会社>

本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。

○株式会社JCBトラベル

〒171-0033 東京都豊島区高田 3-13-2 高田馬場 TS ビル

利用目的：旅行サービス、航空券、ゴルフ場等リザーベーションサービス等の提供

○株式会社ジェーシービー・サービス

〒107-0062 東京都港区南青山 5-1-22 青山ライズスクエア

利用目的：保険サービス等の提供

<加盟個人信用情報機関>

本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。

●株式会社シー・アイ・シー (CIC)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階
0120-810-414

<http://www.cic.co.jp/>

主な加盟会員：割賦販売等のクレジット事業を営む企業

●株式会社シーシービー (CCB)

〒162-8444 東京都新宿区神楽河岸 1-1
0120-4400-29

<http://www.ccbinc.co.jp/>

主な加盟会員：信販会社、メーカー系・流通系・銀行系カード会社、金融機関、消費者金融会社

●全国銀行個人信用情報センター (KSC)

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1
03-3214-5020

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

主な加盟会員：金融機関とその関係会社等

●株式会社テラネット (テラネット)

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1
03-3258-1025

<http://www.teranet-corp.co.jp/>

主な加盟会員：クレジット事業、リース事業、保証事業、貸金業等の与信事業を営む企業

※ 各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください

登録情報および登録期間

	CIC	CCB	KSC	テラネット
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間			
②加盟個人情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6ヵ月間	当該利用日より6ヵ月間	当該利用日から1年を超えない期間	当該利用日から3ヵ月を超えない期間
③入会承認日、利用可能枠等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等その返済状況	契約期間中および取引終了日から5年間		契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	
④官報において公開されている情報	破産・失踪・再生手続開始の決定日より7年以内	宣告日または決定日より7年間	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	—
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間			
⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	登録日より5年間（ただし紛失・盗難は1年間）	本人申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年を超えない期間

※ 上記のうち、個人情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。

※ 上記の他、KSCについては、不渡情報（第1回目不渡は不渡発生日から6ヵ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間）が登録されます。

<提携個人情報機関>

本規約に定める提携個人情報機関は以下のとおりです。

●全国信用情報センター連合会加盟の個人情報機関（全情連）

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1

0120-441-481

<http://www.fcbj.jp/>

※ 全国信用情報センターは、主に貸金業者を会員とする個人情報機関です。

同情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は上記の同情報センター開設のホームページをご覧ください。

●加盟個人情報機関と提携個人情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人情報機関	提携個人情報機関	登録情報
CIC	KSC、全情連	*
KSC	CIC、全情連	*
テラネット	全情連	—

*提携個人情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実」となります。

*加盟個人情報機関ならびに提携個人情報機関が、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律第3条の施行に伴い、貸金業法第2条第16項に規定される指定個人情報機関に指定された場合、当該指定個人情報

報機関は、他の指定個人情報機関（当面の間、C I C、C C B、全情連のうちから内閣総理大臣により指定された者が指定個人情報機関となります。）の加盟会員の依頼に応じ、当該指定個人情報機関に登録された会員情報を加盟会員に提供します。

会員規約等に記載された利率に関わらず、うるう年の遅延損害金利率は、以下のとおりとなります。

ショッピング1回払い：年 14.56%